

屋外広告物を知る月間

10月は「屋外広告物を知る月間」です。

屋外広告物（看板・壁面広告など）は、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法などによって規制されています。

看板や壁面広告などを表示する場合は、事前に許可を受ける必要があります（一部については許可申請が不要な場合があります）ので許可基準を超えていないかなどについて確認し、許可を受けてから表示してください。

○お問い合わせ先

建設課都市計画係
☎ 1111 内線253

子会社設立支援制度

独立・起業や新事業を行う子会社の設立を支援します！

○支給を受ける条件

・地域に貢献する事業を行う法人を新たに設立し、再就職を希望する方（65歳未満）を常用労働者又は短時間労働者として3人以上（うち1人以上は非自発的離職者）雇用した場合に、創業経費の3分の1（上限500万円）150万円）及び労働者の雇入れ（30歳以上の非自発的離職者1人あたり30万円、上限100人分まで）について奨励金が支給されます。

○お問い合わせ先

産業雇用安定センター
☎ 099-805-0454

10月は労働保険適用促進月間

「社長さん あなたの義務です 労働保険」

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を1人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は労働保険の設立手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。まだ、お済みでない事業主の方は、お早めに入入手続きをお願いします。

○お問い合わせ先 ハローワーク宮之城 ☎ 0153

介護保険認定調査

介護サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。

介護保険の申請を行うと、調査員が訪問し、認定調査を実施します。調査結果と主治医意見書の内容を基に、介護認定審査会で要介護度が決められます。

平成16年9月までは、居宅介護支援事業所や介護保険施設の介護支援専門員が調査を実施していましたが、10月から町職員が訪問し調査を行います。

町民の皆さまのご協力をお願いします。

○お問い合わせ先

保健福祉課介護保険係
☎ 1111 内線121

お住まいは安全ですか？

町では、がけ地に近接する危険住宅を安全な場所へ移転促進するため、住宅の除却等費や新しい住宅の建設（購入も含む）のために要する借入額の利息に対して補助金を交付しています。

平成16年度のがけ地近接等危険住宅移転事業を希望される方は、平成16年12月18日までに申込みください。

なお、大雨などでがけ崩れの恐れがないか、今一度住宅周辺の安全を確認してください。

◆補助の内容

・除却等費
危険住宅の撤去費などに要する経費

・建物助成費

新しい住宅の建設、土地取得敷地造成のために金融機関から融資を受けた借入金の利子補給

◆補助金の限度額

・除却等費 78万円
・建設 444万円
・土地取得 206万円
・敷地造成 58万円

○申込み・お問い合わせ先

建設課建築係
☎ 1111 内線254

9月分工事発注状況（1千万円以上）

工事名	場所	金額	工事者名
宮之城町文化センター屋外トイレ設置工事	船木	14,800千円	日興工業㈱
平成15年度繰越緊急地方道路整備事業屋地佐志線道路改良工事	屋地	10,447.5千円	㈱鶴田建設
平成16年度屋地佐志線道路改良工事3工区	田原	21,840千円	久保建設㈱

定例教育委員会

○日時

10月26日（火）15時

○場所 町文化センター

○お問い合わせ先

教育委員会総務課

☎ 52-1230